

## 告示

### 埼玉県告示第四百四十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

越谷レイクタウン二百一街区複合店舗

埼玉県越谷市レイクタウン九丁目一番地二十九の一部

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） M U L プロパティ株式会社 代表取締役 葛谷悦敏

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二十二番二十四号

（変更後） M U L プロパティ株式会社 代表取締役 船橋啓二

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社カンセキ 代表取締役 長谷川静夫

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

（変更後） 株式会社カンセキ 代表取締役 大田垣一郎

栃木県宇都宮市西川田本町三丁目一番一号

#### ハ 変更年月日

令和元年七月一日外

#### ニ 届出年月日

令和元年九月三日

#### 二 縦覧期間

令和元年九月十三日から令和二年一月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年九月十三日から令和二年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課